

## 水巻町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、水巻町マスコットキャラクター「みずまる」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を活用して水巻町を広くPRするため、着ぐるみの貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの要件)

**第2条** 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、次に掲げるものが企画又は実施するイベント等で、町のイメージ向上、産業の振興、コミュニティの増進に資すると認められる場合に着ぐるみを貸出すことができる。

- (1) 町内の団体
- (2) 公共的団体
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

2 貸出期間は、原則として貸出日から5日以内とする。ただし、返却日が閉庁日の場合は、翌開庁日を返却日とする。

(貸出しの申請)

**第3条** 着ぐるみの貸出しを希望するものは、あらかじめ着ぐるみ貸出許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の10日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

3 同一時期に第1項の規定による申請が重複した場合は、先着順とする。

(貸出しの許可)

**第4条** 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを許可するものとする。

- (1) 第2条に規定する貸出しの要件に反する場合
- (2) 町及びマスコットキャラクターの品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 着ぐるみが正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (5) 町が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがある場合
- (6) 営利目的の活動に着ぐるみを使用する場合。ただし、マスコットキャラクター商品化権使用許諾契約を町と貸出対象団体が締結した商品に係る場合を除く。
- (7) その他町長が不相当と認めた場合

2 町長は、前項の規定により貸出しの許可又は不許可を決定したときは、着ぐるみ貸出許可(不許可)書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

**第5条** 貸出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間及び返却日を遵守すること。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (5) 雨天及び荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 破損及び汚損するような使用はしないこと。
- (7) 返却日までに、着ぐるみ使用状況報告書（様式第3号）に、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を添付し提出すること。
- (8) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出料）

**第6条** 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、運搬費その他着ぐるみの貸出しにかかる一切の費用は、使用者が負担するものとする。

（許可の取消し）

**第7条** 使用者が第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱の規定に違反したときは、貸出しの許可を取り消すとともに、以後の貸出しは許可しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

（原状回復等）

**第8条** 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 着ぐるみを亡失した場合又は補修等が困難な状態まで損傷した場合は、町長は、使用者に対し実費弁償を求めることができる。

（損害賠償等の責任）

**第9条** 着ぐるみの使用に起因する事故等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

2 使用者は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により水巻町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を水巻町に賠償しなければならない。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。